

令和2年10月2日

東久留米市長 並 木 克 巳

令和3年度予算編成について

予算編成にあたって

新型コロナウイルス感染症は私たちの生活を一変させ、いまだ収束の見通しは立っていない。こうした中、市財政への影響を見通すことは難しいが、令和3年度の予算編成は、社会経済の停滞による歳入不足や歳入構造の変化が想定され、極めて厳しい状況である。

令和3年度の事業費の要求にあたっては、事業の必要性・効果を認識した上で、これまで以上に精査し、工夫を凝らしていく必要がある。

第5次長期総合計画の初年度としては、財政的に困難なスタートとなるが、現在と将来へ向けた事業を両立していくには、今一度原点に立ち、最小の経費で最大の効果が発揮される予算としていかなければならない。

ついては、全庁一丸となってこの未曾有の困難を乗り越えるため、全力で取り組んでいくものとする。

国の経済・財政運営等

内閣府「月例経済報告（令和2年9月）」の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」としながら、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と指摘している。

総務省の労働力調査7月分では、完全失業率（季節調整値）は2.9%という水準にあり、就業者数は前年同月比で76万人、4か月連続の減少となっている。就業率は6割となり、2年前と同水準である。

東京都の毎月勤労統計調査（6月分）によれば、現金給与総額は、事業所規模5人以上で前年同月比0.9%減少の618,970円、規模30人以上で前年同月比1.7%減少の727,691円となっている。

7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の我が国経済の状況として、影響は甚大であり、正に国難と言うべき局面に直面し、国経済は総じてみれば極めて厳しい状

況にあると言及し、これには経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくとしている。その中で、新たな日常の実現（デジタルニューディール等）、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く施策（「ウィズコロナ」の経済戦略、防災・減災、国土強靱化等）などを掲げている。

予算編成について

こうした国における税財政の政策・社会経済動向は普通交付税の交付団体であり、経常収支比率も硬直化している本市の財政状況に大きく影響する。とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響等により、現時点で個人・法人市民税などの市税について前年度当初予算比で約 6 億円の減少が見込まれる。国全体の財政環境の先行きを見通すことが困難な中ではあるが、地方交付税・臨時財政対策債により一定補完されたとしても、地方消費税交付金をはじめとした税連動交付金などを含めた一般財源の大幅な減少は避けられないことが想定される。

令和元年度決算状況を見ると、社会保障関係費の増加等により経常的経費は増加し、歳出規模は過去最大となった。実質収支は減少し、財政調整基金を約 14 億円繰り入れる結果となっている。

令和 2 年度の当初予算を振り返ると、経常的経費が伸びる中で、計画的に進めている施設の老朽化対策などの普通建設事業において、地方債や公共施設等整備基金等を活用しながらも、財政調整基金からの繰入れ約 7 億円を見込まざるを得ない編成であった。また、現在、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、多数の一般会計補正予算を編成し、必要な財源として既に約 5 億円の財政調整基金を追加投入している。その中で、基金への積み立て可能な剰余金については、今後、感染症の影響により歳入の減少などが見込まれることに鑑み、緊急的に公共施設等整備基金に優先して、ほぼ全額を財政調整基金に積み立てるものとしたところである。

令和 3 年度は、延期となった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が行われ、また、第 5 次長期総合計画の初年度にあたり、「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」とした、まちの将来像の実現に向け、厳しい財政状況の中でも次の 10 年の市の方向性を強く意識しながら予算編成をしていくことが求められる。

一方で、まさに緊急事態である新型コロナウイルス感染症の状況、影響によっては、現在取り組んでいる感染拡大防止対策、市民生活への支援、事業者の事業継続支援など、緊急の事業を実施していく必要も生じる。

令和 3 年度予算は、社会保障関係費が伸び続ける中、新型コロナウイルス感染症の影響による収税減など歳入の減少が見込まれる。こうした中であって、市として重点施策を掲げ、施策を展開していくことは極めて難しいが、将来に向けた

歩みは続けていかなければならない。このことから、敢えて重点施策は設けず「新型コロナウイルス感染症による困難を乗り越え、次の10年間のまちの将来像の実現に向けた予算」と位置づけ、事務事業全般にわたり十分に精査を行い編成していくこととする。

基本方針

1 歳入の見積りについて

- ① 市税収入は本市の予算編成上、極めて重要な位置を占めている。その見積りに当たっては、経済情勢を的確に把握分析し、税制改正の動向等を十分勘案した上で、更に精度を向上させた年間収入見込額を見積ること。
- ② 地方交付税や税連動交付金等については、地方財政計画、東京都の見積りや関連法令の改正動向を十分勘案し適切に見積ること。
- ③ 国、東京都の予算編成及び制度改正等の動向を十分注視し、交付金や補助金等の変動・新設に対する迅速な対応を図るとともに、補助の対象となり得る事業の再確認を行い、獲得に努めること。また、新たな補助制度の把握と積極的な活用を図るほか、あらゆる特定財源の確保に努めること。
- ④ 普通建設事業における地方債の活用にあたっては、「実行プラン」で示した上限を踏まえ、後年度負担に留意して可能な限り抑制を図ること。
- ⑤ 税、負担金、使用料等については、従来からの方針通りに現年分の滞納繰越を抑制するとともに、滞納繰越分の一元的な徴収に努めること。

2 歳出抑制に向けて

- ① 「実行プラン」に示した事項は、年次スケジュールに従い確実に反映させること。事業実施に伴う必要経費は、特定財源の確保及び実施体制と実施手法のさらなる精査を行い、一般財源を抑制すること。
- ② 制度改正によらない義務的な扶助費の要求については、社会保障関係費が他の経費を圧迫している現状を再認識し、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを基本とする。また、国の「新経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）の社会保障分野に位置づけられている事業では、その検討状況を注視し、影響額を可能な限り見積ること。
- ③ 市の裁量度の高い事業や市単独の事業は、事務事業評価で令和3年度も継続することとした場合でも、ゼロベースの視点から細部にわたり精査した上で経費を見積ること。また、新規事業及び拡大事業について予算要求する場合は、その一般財源分の負担額を、部内の同一施策の事業の見直し等により確保するよう努めること。
- ④ 補助金については、期限を定めないものは原則として新設しないこと。既存補助金については、時代状況の変化を踏まえ、共通業務運用指針の見直し基準に沿って

検討の上、要求すること。また行政補完的補助金については、委託化の可能性についても検討すること。なお、国・都の補助の終了、補助割合の減率等があった場合は、原則、事業の廃止・縮小を行い、要求時の一般財源の増額は行わないこと。

- ⑤ 各事業費のうち、経常的な消耗品費、コピー費については、原則として令和2年度当初予算額の90%の範囲内で所要額を見積ること。

なお、特別な事情により、これにより難しい場合は、理由を付した上で予算要求すること。

- ⑥ 人件費については、「実行プラン」に掲げた「定員管理の適正化」の方針に沿って抑制に努めること。時間外勤務手当の要求についても、事務執行体制の工夫やワークライフバランスの観点からも十分な検討を加え、前年度を下回る時間数での要求を原則とすること。
- ⑦ 会計年度任用職員の活用にあたっては、更なる精査を行った上で、必要とする人員数及び任用期間のみの要求とすること。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響により、延期となった事業費を要求する場合は、改めて事業実施による必要性、効果を検討の上、原則、前年度の事業費の範囲内とすること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響により、特別な経費が見込まれる場合は、当該効果を十分精査した上で要求すること。

3 普通建設事業の要求について

- ① 公共施設等総合管理計画及び施設整備プログラムに沿って要求すること。やむを得ず、優先順位を変更する場合は関係所管と調整し、また施設整備の内容等についても十分精査した上で要求すること。
- ② 都市計画施設の建設においては、新設に限らず既設のものの改修においても、都市計画事業認可を受けられないかを検討し、都市計画事業基金の処分も含め、可能な限り都市計画税の充当を図ること。

4 基金の活用等について

- ① 財政調整基金は、災害発生時や年度中の資金繰りに備え一定額の積立が必要であることを考慮に入れた上で、適切に活用すること。
- ② 特定目的基金は、処分規定に沿って適切に活用すること。

5 外部評価等の反映について

学識者及び公募市民等の視点から実施した外部評価の結果及び施策評価・事務事業評価結果の方向性を踏まえ、必要に応じて予算反映すること。

6 特別会計、下水道事業会計の運営について

各特別会計等の予算編成については、一般会計に準じて適切に見積ること。特に医療・介護に係る3特別会計については、国の改革工程表に関連する事業では、その検討状況を注視し、抑制額を可能な限り見積り繰入金の要求を行うこと。

また、国民健康保険特別会計においては、広域化による成果の検証を進める中で、法定外の繰入れについては、独立採算の原則を踏まえ、可能な限り抑制すること。